

第1号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

平成25年6月14日

国土交通省土地・建設産業局建設業課 殿

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

第3条第1項本文(建設業許可)、建設業法第26条第1項・第2項(配置技術者)

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

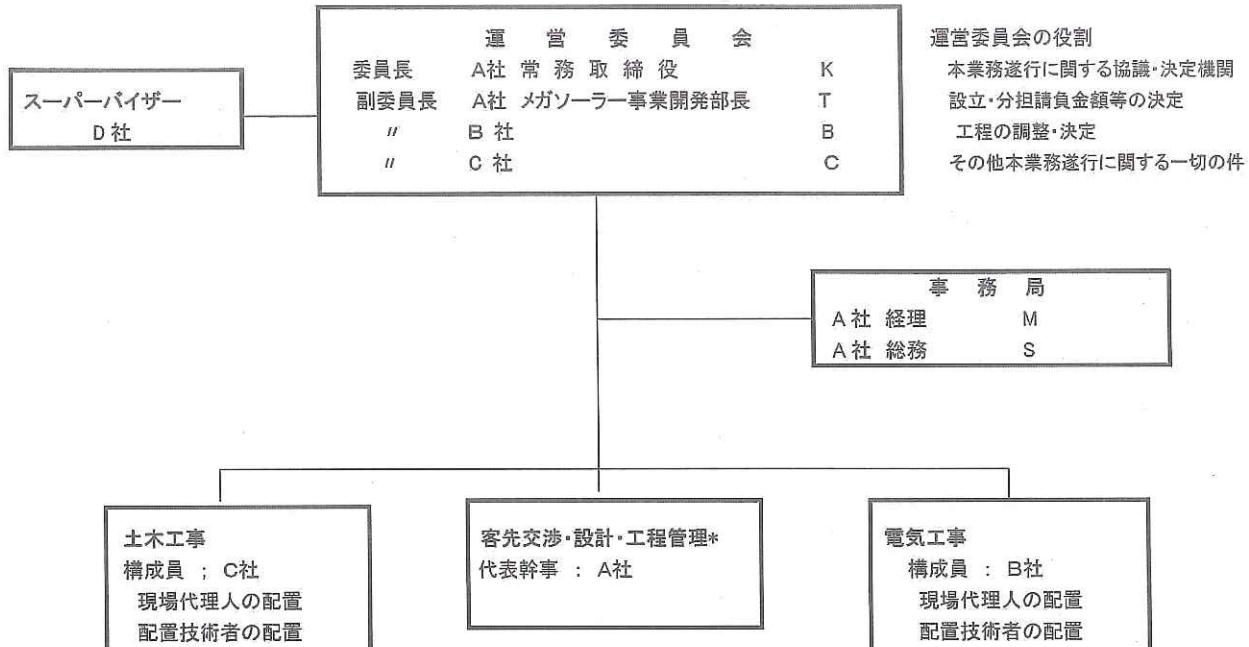
民間の太陽光発電設備の工事に関し、A社(土木工事、とび土工工事、電気工事の建設業許可あり)、B社(電気工事の建設業許可あり)、C社(土木工事、とび土工工事の建設業許可あり)でコンソーシアムを形成し、共同受注をする。

コンソーシアム内の業務分担は、A社が「機器の供給・客先交渉・設計・工程管理」、B社が「電気工事」、C社が「土地の造成と架台およびパネルの設置」であり、施主との契約においても、A社が工事施工を行わないことを明示する。

本件、工事現場には、B社・C社がそれぞれの分担工事金額により監理技術者ないし主任技術者を配置し、A社としては、技術者を配置せずに分担業務を実施する。

本件受注契約がA社にとっては、建設業許可を必要とする建設工事の請負契約に該当しないこと、及び建設業許可を有するA社が、本件契約の履行にあたって、配置技術者を必要としないことを確認させていただきたい。

コンソーシアム 組織表（イメージ図）



*工程管理:設計どおりの施工がされていることの管理。
差異がある場合運営委員会に報告し調整を依頼する。

*メガソーラーの建設工事を想定

*配置技術者は工事施工の構成員が金額に応じ有資格者を配置する。

*現場代理人と配置技術者の兼務は可能。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

建設業法上、共同受注については特に条項による制約はなく、公共工事の運用に関して示されている共同企業体運用準則があるにとどまる。コンソーシアム方式は建設業の受注において、国内では一般的ではないが、この方式によって、建設業者とそれ以外の業者が共同受注をすることも認められないものではないと考える。

建設業法が建設業許可制度を定める趣旨は、適正な施工の確保と発注者の保護であるとすれば、工事部分の施工には建設業許可業者であるB社C社があたることで適正な施工は確保され、A社は「機器の供給・客先交渉・設計・工程管理」を行い工事施工は行わない旨が発注者にも明示されていれば、A社が建設業許可を有していないなくても、発注者の保護に欠けるところはない。本件のA社は建設業許可を有しているが、建設業としての受注ではないことを明示したうえで、現場にA社の技術者を配置しないことは、建設業法第26条に違反するところではないと考える。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

希望しない。